

## 平成30年 第10回教育委員会会議

### 1 日 時

平成30年8月27日（月）

開会 10時00分

閉会 11時27分

### 2 場 所

教育委員会室

### 3 出席者

田中新太郎教育長、金田清委員、横山真紀委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員  
新家久司委員

### 4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、藤村一志教育次長、升屋和夫教育次長、堀田葉子教育次長、  
近岡守教育次長兼保健体育課長、岡崎裕介庶務課長、杉中達夫教職員課長、  
塩田憲司学校指導課長、篠原恵美子生涯学習課長、田村彰英文化財課長

### 5 議案件名及び採決の結果

議案第20号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価  
について（原案可決）

議案第21号 石川県産業教育審議会委員の委嘱について（原案可決）

議案第22号 石川県社会教育委員の委嘱（任命）について（原案可決）

議案第23号 平成31～32年度使用石川県立中学校教科書の採択について  
（採択）

議案第24号 平成31～32年度使用石川県立特別支援学校中学部教科書の採択  
について（採択）

議案第25号 平成31年度使用石川県立特別支援学校小学部教科書の採択につい  
て（採択）

### 6 報告案件

報告第1号 平成30年度埋蔵文化財専門調査員採用選考試験の実施と応募状況  
について

報告第2号 教職員勤務時間調査の集計結果（平成30年4月～6月）について

報告第3号 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について

報告第4号 平成30年度全国高等学校総合体育大会等における本県選手団の成  
績について

報告第5号 障害者雇用率について

### 7 審議の概要

#### ・開会宣告

田中教育長が開会を告げる。

#### ・会議の公開・非公開の決定

議案第21号及び議案第22号は人事に関する案件のため、議案第23号から議案第25号は教科書採択に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

- ・ 質疑要旨

以下のとおり。

議案第 20 号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について（岡崎庶務課長説明）

それでは、第 20 号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」であります。まず資料の 1 ページをお開き願います。

本議案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条において、教育委員会は所管する事務の管理および執行状況について、点検および評価を行い、公表することとされておりますので、その内容をお諮りするものであります。

なお、この報告書の作成に当たり、金沢大学の浅野教授と金沢美術工芸大学の桑村教授のお二方から、点検評価に対するご意見を頂き、報告書に反映させております。

それでは内容につきまして、お手元の報告書（案）でその概要をご説明させていただきます。まず報告書の 1 ページをお開き願います。1 つ目の柱は、「いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材の育成」であります。「(新) 石川版教科書「ふるさと石川」の改訂」につきましては、高等学校のふるさと教育で活用している本県の自然や歴史、文化や産業などの魅力を紹介した石川県版教科書「ふるさと石川」について、平成 23 年度の作成から 6 年が経過したことから、掲載データを最新の状況に更新するとともに、新しい施策に関する情報などを盛り込み改訂したこと、今後は授業において本書を活用し、「ふるさと石川」に対する誇りと愛着を育み、地域の活性化に貢献できる人材の育成を図ることを記載しております。

5 ページをお開き願います。「(新) 産業界と連携したプログラミング教育の推進」につきましては、次期学習指導要領にプログラミング教育の導入が盛り込まれたことから、プログラミング体験教室を開催し、児童生徒のプログラミングへの興味関心を高めるとともに、教員の意識醸成を図ったこと、今後は、指導法の検討や授業事例集を作成・配付することで、プログラミング教育の充実を図ることを記載しております。

8 ページをお開き願います。2 番目の柱は、「学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力の育成」であります。

次に、12 ページをお願いいたします。「(新) いしかわ産業教育フェアの開催」につきましては、28 年度に開催した「全国産業教育フェア石川大会」の成果を踏まえ、26 年度まで開催していた「石川県産業教育フェア」をリニューアルし、研究発表や各種コンテストなどの内容を充実して開催したことを記載しております。

次に、15 ページをお開き願います。「(新) 特別支援学校の教育課程に係る実践研究」につきましては、次期学習指導要領の全面実施に向け、知的障害のある児童生徒の国語と算数・数学の指導において、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた指導方法の改善・充実を図るため、モデル校において実践研究に取り組んだこと、今後は、小・中・高等部において一貫性、系統性のある教育課程や指導内容について検討することを記載しております。

次に、16 ページをお開き願います。3 番目の柱は、「豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくり」であります。

次に、18 ページをお願いいたします。「(拡) 学校におけるカウンセリングの強化」につきましては、不登校やいじめ等の問題の対応に当たるスクールカウンセラーについて、小学校での不登校児童数の増加、問題行動の低年齢化が指摘されていることから、小学校の配置校を拡充することで、児童へのカウンセリングや保護者への助言など、学

校における教育相談体制の充実を図ったことを記載しております。

24 ページをお開き願います。4 番目の柱は、「信頼される質の高い学校づくり」であります。「(拡) キャリアステージに応じた『いしかわ型教員研修体制』の構築」につきましては、教員の急激な世代交代を踏まえ、急増する若手教員の早期育成と、学校運営の要となる中堅教員の教科指導力やマネジメント力の強化を図るとともに、いしかわ師範塾による即戦力となる人材の育成・確保にも引き続き取り組んだこと、今後は 31 年度からの全ての公立学校での全面実施に向け、若手教員早期育成プログラムの確立と、子どもに向き合う時間を確保できるよう、さらなる研修の重点化・集約化を図ることを記載しております。

25 ページをお願いいたします。「教職員の多忙化改善に向けた取組の推進」につきましては、教員の多忙化改善に向け、勤務時間調査を実施するとともに、「教職員多忙化改善推進協議会」を設置・開催し、多忙化改善に向けた取組方針を取りまとめたこと、今後は、県教委、市町教委、関係団体ができる限り足並みをそろえて、保護者や地域の方々の理解を得る努力も行いながら、また引き続き教職員勤務時間調査を実施し、取組の効果や課題について丁寧に検証しながら、着実に取組を進めていくことを記載しております。

29 ページをお開き願います。5 番目の柱は、「学校、家庭、地域が連携・協力した、社会全体による教育力の向上」であります。

30 ページに参りまして、「家庭教育の充実」につきましては、小中学校入学前の子どもを持つ保護者に対し、規則正しい生活リズムの重要性や、発達段階を踏まえた子どもとの関わり方などを掲載した「親学び冊子」を作成・配付するとともに、県内全ての小・中学校において「親学び講座『肝心かなめの 1 年生塾』」を開催することによって、家庭の教育力の向上を支援したことを記載しております。

31 ページをお開き願います。6 番目の柱は、「生涯にわたり学び続ける環境づくり」であります。

32 ページをお願いいたします。「(新) 第 17 回日本スカウトジャンボリーの開催支援」につきましては、先日、珠洲市で開催された「第 17 回日本スカウトジャンボリー」について、会場整備等の支援を行ったことを記載しております。

33 ページをお願いいたします。7 番目の柱は、「文化財の保存・活用」であります。

34 ページに参りまして、「いしかわ歴史遺産の認定と活用」につきましては、地域に点在する有形・無形の文化財を束ね、世代を超えて受け継がれている歴史、伝承、風習等、本県の魅力を伝えるストーリーを「いしかわ歴史遺産」として 29 年度は 3 件を認定したこと、今後は認定された遺産について、観光部局や市町と連携し、情報発信等を通じて認定遺産の周知を図り、地域の活性化を推進していくことを記載しております。

37 ページをお開き願います。8 番目の柱は、「ライフステージに応じたスポーツ活動の充実」であります。「(新) 東京オリンピック・パラリンピック教育の推進」につきましては、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、オリンピックによる講演会や運動部活動の指導など、オリンピックと子どもたちの交流を図った他、オリンピックの精神、パラリンピックの意義などについて学ぶ取組を実施したこと、今後は特別支援学校においても、オリンピック・パラリンピック教育を実施していくことを記載しております。

40 ページをお開き願います。「教育委員会会議及び教育委員の主な活動」でございま

す。「1 教育委員会会議」につきましては、平成 29 年度は 14 回開催をし、議案 29 件、報告事項 34 件について教育委員の皆さまにご審議やご意見を頂きました。その下の「2 教育委員の主な活動」につきましては、委員の皆さまには、大変お忙しい中、県内公立学校に出向いていただき、学校現場の視察や、学校長や教員、市町の教育委員との意見交換など、年間を通して積極的に活動いただきました。その一覧表でございます。

41 ページからは、審議された議案や報告事項について、最後の 43 ページにつきましては、教育委員会の平成 29 年度当初予算を記載しております。

以上で説明は終わりますが、本日、審議いただいた後、議会へ報告書を提出するとともに、ホームページで掲載し、公表することとしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(田中教育長)

主な(新)事業、(拡)事業だけ説明させていただきました。例年どおりまた法律に基づきまして、議会への報告、公表等々させていただきたいと思っております。

**【質疑】**

質疑なし。

(田中教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

## 報告第 1 号 平成 30 年度埋蔵文化財専門調査員採用選考試験の実施と応募状況について（岡崎庶務課長説明）

報告第 1 号「平成 30 年度埋蔵文化財専門調査員採用選考試験の実施と応募状況について」ご説明をいたします。資料は 6 ページの方をお開き願います。

埋蔵文化財専門調査員につきましては、県教育委員会事務局の文化財課や埋蔵文化財センター、金沢城調査研究所などで埋蔵文化財の発掘調査などの専門的な業務に従事するものでございます。

調査員につきましては、今後 10 年間で現在の調査員全体の約 3 分の 1 に当たる 10 人の退職が見込まれておりますことから、今後も計画的に補充していく必要が生じたので、平成 10 年度以来、20 年ぶりに採用選考試験を実施することにいたしました。

採用予定数は若干名を予定いたしております。

第一次試験につきましては、教養試験、専門試験および実技試験を 9 月 16 日（日）に実施し、その合格者を対象として、第二次試験である面接試験および適性検査を 10 月下旬に実施し、11 月中旬に最終合格者を決定したいと考えております。

最後の応募状況につきましては、お手元の資料を作成した 23 日時点で 11 人でありましたが、その後本日までに 2 人から応募があり、合計で 13 人となっております。8 月 22 日までの消印を有効としているため、今後も若干増える可能性がございますが、しっかりと能力・資質を見極めて採用を決定したいと考えております。

以上で、報告第 1 号の説明を終わります。

（田中教育長）

20 年ぶりという採用候補者選考でございますが、埋蔵文化財センターができて、そこで専門的に調査を一手に引き受けるというやり方を取ったときに、体制を取るということで、それまで県で採用したりいろいろやっていたものを 1 回まとめました。その立ち上げのときにがばっと採用してございました。その後、皆さんご案内のとおり、公共事業は抑制傾向になりまして発掘調査がぐっとしぼんだ時期もございました。あるいは新幹線の金沢開業に向けて膨らむときもございました。ということは、新たな採用を若い人を含めてがばっと採用したものですから、当面欠員補充をする必要がなかった。それで、退職する人も多くなかったということなのですが、当時採用した方々が今 50 代にたくさんいまして、途中採用、いわゆる 30 代とかで採用した方々がいまして、その方々がいよいよ今後 10 年で退職が順次始まっていくということで、今後のために退職補充も含めて計画的に採用をしていく必要が生じたということなので、20 年間やらなければいけないことを放ってあったというわけではございませんので、そこは補足をさせていただきたいと思っております。

【質疑】

質疑なし。

報告第2号 教職員勤務時間調査の集計結果（平成30年4月～6月）について  
（杉中教職員課長説明）

それでは、報告第2号「教職員勤務時間調査の集計結果（平成30年4月～6月）について」につきまして、別冊の資料によりご説明いたします。別冊の資料をご覧ください。

1 ページの「1 調査の概要」をご覧ください。(1) の調査期間は平成30年4月1日（日）から平成30年6月30日（土）までの3カ月でありまして、(2) の調査対象は、公立小中学校、県立学校、合わせて計339校のフルタイムで勤務する教職員8375名で、対象職種は校長から講師まで、そこに記載の職種でございます。

「2 集計結果」をご覧ください。この表は校種ごとの教職員1人当たりの4月から6月の1カ月当たりの時間外勤務時間の平均と、1カ月当たりの時間外勤務時間の人数分布を表したものであり、各校種の上段のかつこの中には、昨年度同時期のデータ、下段には今年度のデータを記載してあります。1カ月当たりの平均は1段目から順に、小学校が57.6時間、中学校が81.0時間、全日制高等学校が54.2時間で、昨年同時期より約2～6時間減少していますが、4段目の定時制・通信制高等学校が8.8時間、次の特別支援学校が、32.8時間で約1～2時間増加しているということでございます。この増加の原因について詳細な分析はできておりませんが、定時制・通信制高等学校については、元々時間外勤務時間が短く今年度新たに導入した通級指導への対応や、年度当初の生徒指導対応に時間を費やしたのではないかと考えられます。また、特別支援学校については、児童生徒数が増加しており、教頭や部主事が、年度当初の業務に時間を要したことや、一部の学校では、研究発表に向けて教諭の教材研究の時間がやや増えたことが原因ではないかというふうに考えております。

次に、小学校、中学校、全日制高等学校について、昨年との比較を表したグラフを2ページに載せてありますのでご覧ください。まず、上の「時間外勤務時間の校種別月平均」をご覧ください。各校種において、上のグラフが平成29年度、下のグラフが平成30年度の4月から6月の1カ月当たりの時間外勤務時間を表しています。まず、小学校は、今年度の平均が57.6時間であり、昨年度と比べて1.8時間減少し、3.0%の減となっております。また、中学校の今年度の平均は81.0時間であり、昨年度と比べて6.0時間減少、6.9%の減、全日制高等学校においては、今年度の平均は54.2時間であり、昨年度と比べて4.9時間減少し、8.3%の減となっております。中学校、全日制高等学校については、減少時間の大半が部活動指導となっており、中学校総体や高校総体に向けて熱心に部活動指導が行われた時期であるものの、部活動休養日や活動時間の設定により、縮減が図られたものと考えています。一方、小学校においては、この4月から始まった英語の教科化による授業時数の増加や、道徳の教科化に対応するための授業準備などにより、教材研究に要する時間の縮減が難しかったものと考えられます。

次に、同じく2ページ下の「時間外勤務時間の校種別人数分布」をご覧ください。こちらも、各校種の上のグラフが平成29年度、下のグラフが平成30年度を表しており、左から順に1カ月当たりの時間外勤務時間が45時間以下、45時間超えから60時間以下、60時間超えから80時間以下、80時間超えから100時間以下、そして100時間超えの教職員の割合をパーセントで示しています。時間外勤務時間が月80時間を超える教職員の割合は、グラフの右端とその左の割合の合計で表されることとなっております。計算した結果を下の囲みの中にまとめて記載してありますので、それをご覧ください。

小学校については、平成 29 年度の 21.2%から、平成 30 年度は 17.7%となっており、3.5 ポイントの減、中学校については、54.1%から 48.8%となっており、5.3 ポイントの減、全日制高等学校については、25.8%から 16.0%となっており、9.8 ポイントの減となっております。いずれの校種においても月 80 時間を超える教職員の割合が減少しております。業務改善や業務分担の適正化が進んでいると考えられますが、中学校、全日制高等学校に比べ小学校の減少ポイントが低くなっているのは、部活動がなく教材研究が時間外勤務の大半を占めており、先ほども申し上げましたように、英語や道徳の教科化などの新たな対応が必要となったためであると考えております。

次に、3 ページの「3 主な項目別集計」をご覧ください。4 ページ以降に記載してある項目別集計の詳細から、特徴的な 3 つの事柄について、抜粋して載せてあります。まず、1 つ目の「副校長・教頭、主幹教諭の時間外勤務時間の月平均」をご覧ください。時間外勤務時間が長くなっている教頭などの中間管理職については、中学校教頭、小・中学校の主幹教諭は約 10 時間減少していますが、小学校教頭、全日制高等学校の副校長・教頭、主幹教諭は、微増しています。小学校の教頭については、この春のブロック塀調査や、通学路の安全点検への対応等、また、高等学校の副校長・教頭、主幹教諭については、この 3 月に告示された新学習指導要領の対応等の新たな業務が増えたことによるものと思われまます。

次に、その下の「30 歳以下教職員の時間外勤務時間の月平均」をご覧ください。時間外勤務が長くなっている 30 歳以下の若手教員については、小学校、中学校、全日制高等学校の各校種において約 5~9 時間減少しており、特に中学校、全日制高等学校においては、部活動指導時間の減少がその要因になっていることがグラフより見て取れます。さらにその下の「運動部活動顧問の時間外勤務時間の月平均」をご覧ください。若手だけでなく、運動部活動顧問全体の時間外勤務時間が減少していることが分かります。部活動指導につきましては、先ほど申し上げましたように、中学校総体や高校総体に向け、熱心に部活動指導が行われた時期であるものの、原則週 2 日以上以上の休養日や、平日は 2 時間程度、休業日は 3 時間程度の活動時間を設定した取組の成果であると考えています。

4 ページ以降には、項目別集計の詳細を載せてありますが、項目別の特徴は昨年度と大きな変化はございません。現在、4~6 月の集計結果がまとまったばかりでありまして、今後分析をさらに進め、月別の推移等については、上半期がまとまったときに併せて報告したいと考えております。

今後は 3 カ月ごとに勤務時間の調査を集計し、本委員会に報告していくこととしていますが、これと並行して、今年度も昨年度に引き続き「教職員多忙化改善推進協議会」を開催いたしまして、「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を基にした具体的取組の進捗状況を確認するとともに、効果や課題を検証し、必要に応じて取組の見直しや充実を図っていきたいと考えており、第 1 回を今月末に開催する予定としております。

以上でございます。

(田中教育長)

今年度の取組を公式に始めてからの最初の 3 カ月分ということでございます。ある程度予想しておりました部活動の関係は一番数字に反映されやすいというふうに思っておりましたので、確かにそのとおり。中で、特に小学校は減らないのではないかと



ことをちょっと私はどうも気にしております、ご案内のとおり英語の教科化ということで、時数の増加はほとんどの市町で4月から始まるということ、それと道徳の授業が始まった等々ということだと思いますけれど、やはり小学校でも一定の減少が見られたということで、正直ほっとしています。

取組が始まったばかりで、軌道に載るといのはまだこれからだと思います。半年ほどきちんと数字が出た段階でもう少し詳細に現場の状況も確認しながら、また分析も加えていき、来年度以降の取組に生かしていきたいと思いますが、まだ今、集計がまとまって取り急ぎということでございまして、最初の3カ月でございまして、これ以上詳細な分析は今できておりませんが、今後並行して進めていきたいと思っております。

#### 【質疑】

(金田委員)

時数を減らすということは大事なことのだけれども、このプロセスはやはり管理職の意識が変わらないと、下の先生方、あるいは主任クラスでもいいのですけれども、意識が変わってこないと思いますので、やはり校長の、なぜそういう時間を、こういう調査をしたりということが大事なのかということ、やはりきちんと理解させていくということが大事なかなと思うのです。下の先生の意識ということは必ず起こってくるのですけれども、それ以上に問われるのはやはり管理職の持つ意識。これが大事だというふうに思っております。その点、お願いします。

(田中教育長)

はい。教頭等々は、この勤務時間の集計もやっております。

(金田委員)

大変でしょうな。

(田中教育長)

学校の状況の把握、分析もやっております、教頭がいきなり減るとはちょっとなかなか難しいと思うのですが、そこの意識改革がしっかりしていれば、学校内に目が行き届くなり、そういったことは大事なので、教頭が減っていないということは、逆に言えばこの調査をしているから減らないということも当然ありまして、そこはちょっと痛しかゆしなのですけれど、そこは聞いている限りではしっかり意識を持って校長、管理職はやっていただいていると思います。ただ、教育の質を落とさずにといい前提でやっておりますので、急がず慌てず地に足を付けて一つ一つということなので、始まったばかりということでもまだ何も言えませんが、3年ほどかけてしっかり本当の意味での業務改善をやっていると思っておりますので、少し長い目で見てやりたいなと思っております。

(西川委員)

多忙化解消のリーフレットを配布されたと思うのですが、大変あれは効果があるのではないかなと。先だってうちの家内が小学校の会であれをもらってきて、「お父さん、あんたこれ、知っとらん」と、「当たり前やろう」と言ったのですけれど。

結局、この結果とは関係ないのですけれども、「学校の先生っていいね。夏休みあって」など昔よく言われたのですけれどもね。今はそういう状況でない。そして、さらに地域の方々に今教員がどういう現状になっているのかという理解を求めていく。そして地域ぐるみで「先生方、頑張ってるね」というような形に持っていければいいなど、そういう意味であればかなり有効だったのではないかなというふうに思いますので、ぜひ啓発活動というか、これをまた引き続きやっていただければ、より効果が出るのではないかなという気はしています。直接の結果とは関係ありません。

(田中教育長)

ありがとうございます。地域の皆さん、あるいは PTA の皆さんにご理解を頂いたという話はよく聞きます。やりやすくなったと、業務改善の理解も得られやすくなったと。やはり公表し、リーフレットも作ったということは非常に環境が良くなったということは聞きます。逆にボランティアなど各地域の方が手伝いましょうという話もだいぶ出てきた。何か代わりにお手伝いすること、要は「あれしてくれ、これしてくれ」ではなくて「手伝うことはないか」というような話とか、これまでいろいろお願いしたのを遠慮しますとか、そういうお話も少し出てきたやに聞いていますので、地域・PTA との関係は今のところいい方向に行っているのではないかなと、私は今、聞いた範囲で見えています。そういったことも慌てずに、理解を得ながら進めるという努力も徹底して学校にお願いしていますし、こういう時間調査の結果をこうして教育委員会会議あるいは常任委員会で報告をし、学校の取組状況をまたマスコミの皆さんに報じていただくということも取組を進めていく上では必ず欠くことのできないことだと思っておりますので、またそういうことで努力をさせていただきたいと思えます。

次回3カ月後にもう少し分析っぽいことをさせていただきたいと思えます。

報告第3号 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について  
(塩田学校指導課長説明)

それでは報告事項の第3号「平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について」、お手元の資料により、ご説明いたします。

7ページをご覧ください。初めに「Ⅰ 調査の概要」をご覧ください。1の「調査の目的」につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校における教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとともに、教育に関する継続的な検証改善のサイクルを確立することが、主な目的であります。

2の「調査の対象」につきましては、小学校および特別支援学校の第6学年、中学校および特別支援学校中学部の第3学年です。なお、今年度調査につきましては悉皆調査で行われました。

3の「調査実施日」につきましては、本年4月17日に実施をしております。

4の「調査の内容」につきましては、国語、算数・数学、そして、3年に一度実施される理科の科目に関する調査と、学習習慣や生活習慣等に関する質問紙調査が実施されました。

5の「調査を実施した本県公立学校数・児童生徒数」につきましては、記載のとおりでございます。

次に、8ページの「Ⅱ 調査の結果」をご覧ください。まず、1の「教科に関する調査の結果」についてであります。文部科学省は、昨年度から、全国の平均正答率は、小数点以下第1位まで、都道府県の平均正答率については整数値で公表することとしております。例えば、小学校6年の国語Aにおいて本県は76、全国は70.7となっております。資料にありますように、小学校6年生、中学校3年生の国語、算数・数学、理科のA「知識」を問う問題、B「活用」を問う問題、いずれにおきましても、全て昨年を引き続き、全国平均を上回る結果となりました。

なお、整数値での公表となりましたので、精緻な順位は算出できませんが、今回の結果としては、小学校6年生では、平均正答率が5科目のうち、4科目で同着も含め全国1位、残りの1科目については同着の全国2位でした。中学校3年生では、1科目が同着の1位、残りの4科目については、同着も含め2位でした。

こうしたことから、基礎・基本と応用のどちらについても、良好な結果となっており、学校現場の努力と子どもたちの頑張りの結果だと考えております。

次に、9ページをご覧ください。「2 質問紙調査の結果」につきまして、主な結果を説明いたします。まず、児童生徒質問紙調査についてですが、本県が全国トップクラスの学力を維持していることにつながったと思われる特徴的なものについて説明いたします。

(1) と (2) は、いずれも算数・数学に関する質問で、(1)は「授業の内容はよく分かりますか」、(2)は「授業で、問題の解き方や考え方が分かるようにノートに書いていますか」という質問ですが、いずれも、「当てはまる」と「どちらかといえば、当てはまる」を合わせて肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国より高い数値となっております。

次に、10ページをご覧ください。(3)と(4)は理科についてであります。(3)の「授

業の内容はよく分かりますか」について、「当てはまる」と「どちらかといえば、当てはまる」を合わせて肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学校 6 年生では全国と同程度、中学校 3 年生では全国より高い数値となっております。(4) の「授業で、自分の考えや考察をまわりの人に説明したり発表したりしていますか」については、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学校・中学校どちらも全国より高い数値となっております。

11 ページをご覧ください。「学習習慣等」につきましては、(5) の「家で、自分で計画を立てて勉強していますか」について、「している」と「どちらかといえば、している」を合わせて肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学校・中学校どちらも全国より高い数値となっております。

また、(6) の「家で、学校の授業の予習・復習をしていますか」についても、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学校・中学校どちらも、全国より高い数値となっております。特に小学校では、「している」と積極的な回答をした児童が、全国と比べて大きく上回っております。

12 ページをご覧ください。「生活習慣等」につきましては、(7) の「朝食を毎日食べていますか」については、「している」と「どちらかといえば、している」を合わせて肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学校 6 年生では全国と同程度、中学校 3 年生では全国より高い結果となっております。

最後に、学校質問紙調査についてであります。13 ページと 14 ページにわたって 4 つの質問項目についてございますが、いずれも全国平均を上回っておりますが、特に 13 ページの (9) をご覧ください。これが本県の大きな特徴の 1 つと考えておりますが、「全国学力・学習状況調査の自校の結果を、学校全体で教育活動を改善するために活用しましたか」について、「よく行った」と「行った」を合わせた回答の割合は、小学校は 99.1 ポイント、中学校は 97.8 ポイントと共に全国と同程度ですが「よく行った」との積極的な回答の割合は、全国と比べ、小学校で 35.7 ポイント、中学校で 30.9 ポイント上回り、各学校において、学力調査結果等を活用した学力向上・指導力向上への意識が高いという結果が出ております。

以上、今年度の全国学力・学習状況調査の結果についてご説明をいたしました。

今年度、国からの調査結果の公表が、1 カ月早まっております。県全体の状況を取りまとめた「結果の概要」につきましては、9 月初旬を目途に、市町教委や各学校等に配付することとしております。

また、金沢大学と連携して結果を詳細に分析し、成果・課題等を洗い出すとともに、効果的な取組事例等を教員専用の Web ページに掲載し、各学校で柔軟に活用できるようにして、これを効果的な指導につなげるなど、本県児童生徒一人一人の学力が、より一層高まるよう指導・支援に県教委としても努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

(田中教育長)

今ご報告しましたとおり、今年度も非常にいい結果でございました。正直ほっとしています。この状況をいかに、順位にこだわるという意味ではなくて、この状況をいかに凸凹なく維持していけるかというのは、本当の学校の實力だと思っておりますので、しっかりとまた授業改善に生かせるように、教職員、県教委、市町教委一緒になってまた取

り組んでいきたいと思っております。

【質疑】

(金田委員)

非常にいい状況が続いているなという思いで、先生方も児童生徒も頑張っているんだと思います。ただ、これからが難しいと思うので、小中学校でこれだけきちんと理解してくれる。あるいは教え方もきちんとしてこられた生徒諸君を、今度高校が受け取るわけですけれども、今度問われてくるのは高校においてそれぞれの学校目標に合った形で、この子どもたちの目標と同時に伸ばしてあげられるかどうかだと。それは、人間的にもそういう成長をさせていく。いよいよ高校の本義が問われてくる時期へ、石川県のぜいたくな悩みかもしれませんけれども、多分それは言ってもいいのかな、秋田県であれ、福井県であれ、もう皆さんが思っている大きな悩みだと思う。ぜひまた県教委としては高校で、この生徒たちを受け取った、高校がどういうふうにして育てていくかという、それをきちっと持っていなければならない時期に来たなという思いでおります。

(田中教育長)

高校の場合は、義務と違ってこういう全国調査はございません。学力調査がございませんので、全国の比較はしようがございません。そんな中で、特にまた高校になるとそれぞれ選択して高校受験をし、進学をしていく。大学への進学を目指す子どもたち、就職をする子どもたち、いろいろ分かれてそれぞれ選択をして高校を選ぶ。それぞれの高校で子どもたちの能力を伸ばす努力をしていかなければいけないということになります。進学校は当然いろいろな意味でスーパー・サイエンス・ハイスクールなど、いろいろな意欲を引き出す取組をこれまでもやってまいりました。いわゆる国公立を含めた難関校への進学率というものが一つ出てまいります。

小中学校の場合は、これは平均点でございますから、高校になると今度はまた就職を目指して工業、商業高校、専門高校に行きます。こういった子どもたちには地域の企業、いわゆる地元も企業と連携して、まさに生の企業が今何をしているのか。どんな研究をしているのか。そういったことも実体験させながら、そういう機会を設けながら学ぶ意欲、あるいは就職に向けた意欲を高める。そんなことに今努力をしています。

おっしゃるとおりで、多分そういうご意見が出るのだろうと思っています。小中学校がこういう状況ですから、県立高校もしっかりとこの状況を認識し、さらに子どもたちの資質・能力、意欲を伸ばす、そういうような工夫をさらにしていかなければならないというプレッシャーは当然私どももかかっておりますし、県立高校の教師、管理職にもかかってきているのだと思っています。学力スタンダード、いろいろな形で取り組みをしてまいりました。さらに頑張っていきたいと思っています。

(金田委員)

はい。では、お願いします。

報告第4号 平成30年度全国高等学校総合体育大会等における本県選手団の成績について（近岡守教育次長兼保健体育課長説明）

報告第4号「平成30年度全国高等学校総合体育大会等における本県選手団の成績」について、資料に基づいて報告させていただきます。

15 ページをご覧ください。最初に、1「全国高等学校総合体育大会」、いわゆるインターハイにつきましては、東海4県および和歌山県におきまして、7月26日から8月20日までの期間で、本県から29競技に521名が出場しました。

成績であります。団体では水球で金沢市立工業が3年連続、4回目の優勝を成し遂げた他、卓球女子で遊学館が初の決勝進出を果たし、決勝では敗れましたが準優勝となりました。

個人では、卓球女子ダブルスで遊学館の出雲・相馬組が卓球全種目を通じて、これも県勢では初となる優勝を果たした他、ウエイトリフティングでは小松工業の中本選手、飯田高校の山下立真選手、金沢学院の江端選手が優勝しました。なお、江端選手は2年連続の優勝となります。また、陸上競技女子三段跳びで星稜の宮口選手、水泳3m飛び板飛び込みで、小松市立の中選手、ウエイトリフティングで、金沢学院の宮下選手、津幡高校の新谷選手、飯田の宮下選手、山下憲一選手、カヌーK-1で、小松市立の久保選手が準優勝しました。

その他の入賞につきましては、表のとおりであります。個人と団体を併せた全体の入賞数は52であります。来る「ふくい国体」におけます本県高校生の活躍を期待するとともに、今後とも、運動部活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

16 ページをご覧ください。2の「全国高等学校選手権大会」は、本県より5競技に選手55名が出場し、団体では、トランポリン男子で星稜、女子で金沢学院が優勝した他、金沢学院の男子が準優勝をしております。

個人では、トランポリン男子で星稜の上野選手、男子シンクロナイズドで星稜の中野・豊後組が優勝しました。

その他の入賞につきましては、記載のとおりであります。全体の入賞数は26でありました。

最後に3の「全国高等学校定時制通信制体育大会」は、本県より7競技に選手58名が出場し、個人で、記載のとおり3名が入賞しました。

以上、この夏に行われました高校生の全国大会についての報告を終わります。

（田中教育長）

高校総体で、個人が石川県の得意競技で非常にいい成績を出しまして、とてもいい個人競技の成績でございました。大変うれしく思っています。国体につながるようなと、まさに正直思っているところでございます。

【質疑】

質疑なし。

## 報告第5号 障害者雇用率について（岡崎庶務課長説明）

報告第5号「障害者雇用率について」、説明をいたします。既に新聞等で取り上げられておりますが、先週22日に、本県の障害者雇用率の状況につきまして、厚生労働省のガイドラインによらず、適切でない取り扱いが行われていたことから、記者会見を行い謝罪したところでございます。

その内容につきましてご報告申し上げますので、お手元の資料17ページをお開き願います。初めに、1に記載のとおり、今般の中央省庁におけます障害者雇用率の不適切算定の報道を受けまして、本県の対応状況を確認いたしましたところ、厚生労働省のガイドラインでは身体障害者の算入について、障害者手帳を所持していない場合は、医師等の診断書による確認が必要となっておりますが、こうした確認を行わないまま算入していたことが判明したものでございます。

資料の2調査結果に記載のとおり、昨年度において、こうした医師等の診断書により確認を行っていない、手帳を所持していない身体障害者の算入数につきましては、教育委員会では46人であり、仮に手帳の交付を受けた者のみで雇用率を算定いたしますと、1.45%となり、法定雇用率を下回るといったこととなります。こうした取り扱いが行われていた経緯等につきましては、資料の3経緯等に記載のとおり、法律では雇用率の対象障害者の算定に当たり、身体障害者につきましては手帳の交付が要件とされており、障害の程度で判断することとされており、厚生労働省のガイドラインでは身体障害者の手帳不所持者の算入について、医師等の診断書によって確認を行うことも認められているとされておりました。そうした中で、①、②に記載のとおり、本県では、過去においては対象障害者の名簿を添付し、労働局に報告を行っていましたが、その名簿には手帳を持っておらず、診断書の確認をしていない職員も含まれており、そうした者も対象となると認識していたこと、また厚生労働省のガイドラインについての認識が不十分であったことから、従前より、職員の自己申告に基づいた障害の程度を、人事当局の職員が法の基準に照らし合わせて算定してきたものであり、障害者手帳の不所持者について、医師等の診断書による確認を行っていなかったものでございます。

今後の対応につきましては、資料の4に記載のとおり、障害者雇用率の算定に当たっては、今後、厚生労働省のガイドラインに沿った適正な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。以上で説明を終わります。

（田中教育長）

委員の皆さまには、まずおわびを申し上げたいと思います。今ほど庶務課長から説明があったとおりでございまして、先日の常任委員会でも謝罪をさせていただきました。今の担当者に言わせれば、まさに前任者がやっていたことを、根本から疑問を持たずに同じことをやっていたらいいのだという、まさに前例踏襲の弊害の極みだと私は思っています。十数年前のことではありますが、もう一回ガイドラインをきちんと把握をして、本来の手続きを取るべきだったとっております。本当に県民の皆さんにも申し訳ない思いでありますし、委員の皆さまにも事務局としておわびを申し上げたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

過去のデータを今調査し直すことは、この件は不可能でございます。障害の程度は一年一年変わってまいります。過去のデータをもう一回診断書を取り直して、その時点の

診断書を取り直すことはできませんので、今後の調査においてガイドラインに沿ってきちんと沿った形でやっていくことしかないと思っております。今、国の方では再調査といますか、きちんと国の省庁、地方自治体も含めて調査をするような方向に動いているやには聞いております。国の方から追って調査の仕方も含めて指示があるのだらうと思います。そういったことも見ながら、今後きちんと再調査、あるいは来年度以降の調査にしっかりとまた適正な方法で取り組んでいきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

**【質疑】**

質疑なし。

(田中教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。



議案第 21 号 石川県産業教育審議会委員の委嘱について

塩田学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 22 号 石川県社会教育委員の委嘱（任命）について

篠原生涯学習課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 23 号 平成 31～32 年度使用石川県立中学校教科書の採択について

塩田学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で採択された。

議案第 24 号 平成 31～32 年度使用石川県立特別支援学校中学部教科書の採択  
について

塩田学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で採択された。

議案第 25 号 平成 31 年度使用石川県立特別支援学校小学部教科書の採択につい  
て

塩田学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で採択された。

・閉会宣言

田中教育長が閉会を告げる。